○海上保安庁告示第四十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　伊予深浦港荷揚鼻灯台

位置

所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（荷揚鼻）

北緯　三二―五六―一九

東経　一三二―三五―一〇

変更した事項

高さ　地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十五年一月三十日

名称　甫母港防波堤灯台

位置

所在地　三重県熊野市（甫母港防波堤外端）

北緯　三三―五六―三七

東経　一三六―一二―〇六

変更した事項

位置

所在地　三重県熊野市（甫母港防波堤外端）

北緯　三三―五六―三七

東経　一三六―一二―〇七

記事　補正

名称　波切港北防波堤灯台

位置

所在地　三重県波切港（北防波堤外端）

北緯　三四―一六―五三

東経　一三六―五三―五八

変更した事項

高さ　地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

記事　補正

名称　庵治漁港一文字防波堤北灯台

位置

所在地　香川県高松市（庵治漁港一文字防波堤北端）

北緯　三四―二三―一一

東経　一三四―〇七―二二

変更した事項

位置

所在地　香川県高松市（庵治漁港一文字防波堤北端）

北緯　三四―二三―一四

東経　一三四―〇七―二一

記事　補正

○海上保安庁告示第四十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　銚子沖洋上風力発電施設灯

位置

所在地　外川港東防波堤灯台（千葉県銚子市）の西南西方約三・〇キロメートル

北緯　三五―四〇―五四

東経　一四〇―四九―一三

灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）

光達距離　実効光度一〇〇カンデラ　全度

明弧　五・〇海里

高さ　平均水面上から灯火まで一二メートル

点灯年月日　平成二十五年一月三十一日

記事

一　本灯は、風力発電施設の北東端及び南西端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。

二　附属施設　ダイヤフラムホーン

イ　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号U（・・―）音

ロ　設置場所　風力発電施設の南東端

三　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構管理

名称　銚子沖洋上風況観測タワー灯

位置

所在地　外川港東防波堤灯台（千葉県銚子市）の西南西方約二・八キロメートル

北緯　三五―四〇―五四

東経　一四〇―四九―二四

名称　清水港三保埼貝島沖土砂捨場東標示灯

位置

所在地　静岡県清水港第三区（清水真埼灯台の南南西方約六七〇メートル）

北緯　三五―〇〇―五四

東経　一三八―三〇―四七

廃止年月日　平成二十五年一月三十一日

名称　本浦港沖防波堤灯台

位置

所在地　愛媛県宇和島市（本浦港沖防波堤外端）

北緯　三三―一一―四九

東経　一三二―二一―四七

廃止年月日　平成二十五年一月三十一日

○海上保安庁告示第五十号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　女川港北仮設灯浮標

位置

所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・四キロメートル）

北緯　三八―二六―一〇

東経　一四一―二七―五八

変更した事項

位置

所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・五キロメートル）

北緯　三八―二六―〇五

東経　一四一―二七―五五

変更年月日　平成二十五年一月三十一日

記事　一時変更

名称　女川港南仮設灯浮標

位置

所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・六キロメートル）

北緯　三八―二六―〇六

東経　一四一―二七―五三

変更した事項

位置

所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・六キロメートル）

北緯　三八―二六―〇三

東経　一四一―二七―五二

変更年月日　平成二十五年一月三十一日

記事　一時変更

○海上保安庁告示第五十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　十勝太ロランC局

位置

所在地　北海道十勝郡浦幌町（十勝太）

北緯　四二―四四―三七

東経　一四三―四三―一〇

廃止年月日　平成二十五年二月一日

○海上保安庁告示第五十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

海上保安庁長官　北村　隆志